

9月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和7年9月11日(木) 13時30分 ～ 15時00分

会議の開催場所 彦根市役所 5-1、5-2 会議室

会議の内容

議第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第36号 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)について

出席農業委員は下記のとおり

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 大西 太郎 | 11 澤田 勘一(副会長) |
| 2 辻 宏(Bブロック長) | 12 中川 嘉和 |
| 3 田中 金二(会長) | 13 辻野 久和(Aブロック長) |
| 4 高田 克己 | 14 田附 隆司 |
| 5 吉岡 巳津夫 | 15 林 敏 |
| 6 北村 文尾 | 16 濱村 功 |
| 7 伴 孝子(副会長) | 17 疋田 菜穂子 |
| 8 北川 悟 | 18 西川 末美 |
| 9 小林 爲夫 | 19 月田 晴男 |
| 10 松宮 秀治(Cブロック長) | |

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 10 田口 友朗 | 16 田中 重和 | 18 木村 正彦 |
| 19 前田 善隆 | 21 小林 昇 | |

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 林 達也 副主幹兼農地係長 若園 基史 主務 坂井 博之

当日の記録係

副主幹兼農地係長 若園 基史

○ 議長(田中 金二)

ただいまから9月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

(会長挨拶)

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

6 北村 文尾 委員

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

10 田口 友朗 16 田中 重和 18 木村 正彦

19 前田 善隆 21 小林 昇

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。4番 高田 克己 委員、5番 吉岡 巳津夫 委員にお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

(会長経過報告)

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を、9月4日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 月田 晴男 委員

(現地調査立会報告)

○ 議長 (田中 金二)

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局 (若園 副主幹)

議第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第36号 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)について

○ 議長 (田中 金二)

【3条申請審議】

それでは、議第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3条 1番案件

申請地は、農業振興地域内の農用地区域にあたり、いわゆる青地となっています。立地としては、彦富町集落の南側、不飲川を越えたあたりに位置しております。

譲渡人は相続により取得したものの、県外在住のため適切な管理が困難であるとのことで、売却を検討していたところ、従前から耕作されていた認定農業者の方との間で売買の話がまとまりました。

譲受人は、経営面積約75ヘクタールという認定農業者であり、すでに当該地も耕作されています。そのため、常時従事要件に抵触する恐れはありません。

また、地域計画においても、将来の耕作者として譲受人が位置付けられており、整合性が保たれていることを確認しています。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田口 友朗 推進委員、田附 隆司 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 田口 友朗 推進委員

現地は耕作されており特に問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の

案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3条 2番案件

申請地は市街化区域内の農地であり、城南小学校から北へ 200 メートルほどの立地にあります。

譲渡人は同じく相続による取得者で、県外在住のため管理が難しくなったことから売却を検討していたところ、従前から耕作されていた近隣の方との間で売買の話がまとまりました。

譲受人は現在農地を所有されていない初めての購入者ですが、ご自宅の目の前が申請地であることから、常時従事要件には問題はないと判断しております。

さらに、地元農業関係者の同意も得られており、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、木村 正彦 推進委員、吉岡 巳津夫 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 木村 正彦 推進委員

譲受人が既に耕作しており特に問題ありません。

○ 吉岡 巳津夫 委員

譲受人が既に現地を 30 年程管理している。問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、3 番目の案件の説明に移る前に本件の申請人であります、月田 晴男 委員について、審議に加わっていただくことはできませんが、傍聴はできますので本件審議中は後方の席へご移動をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

3条 3番案件

こちらは2筆の申請地から成ります。

1筆目の地目、田の農地については、JA 東びわこ稲枝支店の東側に位置する農業振興地域内・農用地区域外の白地です。

2筆目の地目、畑の農地については、出路町集落の南端に位置する農業振興地域内・農用地区域内の青地となっています。

譲渡人は1番案件と同一の方であり、こちらも県外在住のため適切な管理が困難であるとの理由で売却先を探されていました。

譲受人は、認定農業者で経営面積約36ヘクタール、こちらも従来から耕作されており、常時従事要件に抵触することはありません。

地域計画は水田エリアのみを対象に策定されており、地目「田」の筆は譲受人が将来の耕作者として位置付けられておりますので、地域計画との整合性も確保されています。

加えて、地元農業関係者の同意も得られており、調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、小林 昇 推進委員、中川 嘉和 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 小林 昇 推進委員

特に問題ありません。

○ 中川 嘉和 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【5条申請審議】

議第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げま

す。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

5条 1番案件

転用目的は駐車場で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人は申請地の隣に住宅を所有されており、別荘のような利用をされているところですが、宅地部分の駐車スペースが狭いことから隣地所有者にお話しされたところ、売買がまとまったということです。

申請地は、八坂町から石寺町まで続く旧の湖岸道路沿いで、石寺町の第1ふるさと園から北東に100mほどに位置する、市街化調整区域内、農用地区域外、いわゆる白地の農地です。

まず、立地基準についてですが、申請地は、住宅や事業所、介護施設等がある道路沿いで、集落に近接しているため、第2種農地に分類されます。第2種農地は原則許可できませんが、周辺は第2種農地または第1種と青地のみであり、住宅用駐車場という目的からも代替性はなく、転用は可能であると考えられます。

耕作放棄地であったそうですが、直近草刈りと整地をされたらしく、畑らしくなっています。

利用計画につきましては、基本的には現況のままで駐車場として利用されます。

周辺農地への被害防除措置等につきましても現況のまま使用されますので、雨水は地下浸透となります。また隣地畑所有者の方にはお話が済まされていますので、特に問題ないものと思います。

転用計画実現の確実性について、特に工事等は予定されていませんので、金銭的な問題はないものと思われます。

三津屋土地改良区の受益地外であるほか、各種必要な書類の添付もいただいています。このため一般基準についても問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田中 重和 推進委員、林 敏 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 重和 推進委員

特に問題ありません。

○ 林 敏 委員

事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

5条 2番案件

転用目的は駐車場で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人は町内近隣に研修・会議用として使用している家屋がありますが、人が集まる際には駐車場が不足することから、近隣で適地を探していたところ、相続したものの管理が困難と考えておられた譲渡人との間で、売買がまとまりました。

申請地は、八坂町から石寺町まで続く旧の湖岸道路沿いで、須越町内にある多景保育園の斜め向かいあたりに位置する、市街化調整区域内、農業振興地域外の農地です。

立地基準についてですが、申請地は、住宅等が連たんする集落内に位置しているため、第3種農地に分類されます。第3種農地は原則転用が可能です。

現地には、小さい小屋が奥に建っていますが解体される予定です。また、果樹や野菜の作付けもありますが、あまり管理はされておられない状態です。電柱はそのまま、支線の付け替えは関西電力とお話される予定だそうです。横は里道ではなく、出し合い道になります。

利用計画につきましては、全体を整地されたうえで、駐車場として利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきまして、隣接農地はありませんので特に問題はありません。

転用計画実現の確実性について、工事等は自前で実施されるということで特に問題はありません。南部改良区の受益地外であるほか、各種必要な書類の添付もいただいています。このため一般基準についても問題無いものと思われれます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田中 重和 推進委員、林 敏 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 重和 推進委員

特に問題ありません。

○ 林 敏 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

5条 3番案件

転用目的は太陽光発電施設で、賃貸借による地上権の設定が目的となります。

申請地は日夏町泉の集落内にある、市街化調整区域内、農業振興地域内の農用地区域外、いわゆる白地の農地です。

立地基準については、住宅の用に供する施設等が連たんしている区域となりますので、第3種農地に該当し、原則転用が可能となっています。

現地は一帯が耕作放棄地となっています。なお、間の挟まれた一筆については相続登記ができておらず、申請には至りませんでした。

利用計画につきましては、申請地全体を太陽光発電敷地とし、パネルおよび関連設備を設置されます。間口となる部分が狭いため、設置義務のあるフェンスのゲートは道路沿いでなく、進入路の奥に入ったところに設置されます。

周辺農地への被害防除措置等につきましては、一部畑が隣接しますが、隣接農地と申請地の高低差がほぼ同レベルとなりますので、土砂崩壊等による影響はないものと思われます。雨水排水は新設する排水路及び集水桝から道路挟んで北側の水路へ放流となります。隣接農地所有者からへの説明も済まれています。

転用目的実現の確実性につきましては、見積書および残高証明書にて金銭面での問題がないことを確認しております。

南部土地改良区の意見書の添付があるほか、各種必要な書類の添付もいただいています。このため、一般基準についても問題ないものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、前田 善隆 推進委員、疋田 菜穂子 委員 何かコメン

トがあればお願いします。

○ 前田 善隆 推進委員
特に問題ありません。

○ 疋田 菜穂子 委員
事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）
ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）
異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

推進委員も含めた審議案件は以上となります。推進委員の皆さんはご退席いただきますし、またご都合が許す方については、引き続き定期総会にご参加ください。

——— 推進委員退室 ———

——— 農林水産課職員入室 ———

続きまして、議第36号 彦根市農用地利用集積計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課から説明をお願いします。

○ 農林水産課（西坊 主任）
（彦根市農用地利用集積計画（案）を読み上げ）

○ 議長（田中 金二）
ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）
ただいまの彦根市農用地利用集積計画（案）は、原案のとおり市長に報告いたしますので、ご了承願います。農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。お

疲れさまでした。

－ 農林水産課職員退室 －

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

—— 事務局から報告 ——

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹）

—— 事務局から報告 ——

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ局長専決報告事項の報告については終わります。

次に、次第7その他ということで、「令和8年度彦根市農業施策に関する意見書」について、伴副会長からご説明いただきます。よろしくお願いします。

○ 副会長（伴 孝子）

—— 説明 ——

○ 議長（田中 金二）

意見書につきましては、只今の説明のとおりで、追加の意見がある委員さんは早急にお出しいただきたいと思いますし、意見書（案）ができました際には、ご確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、女性委員からイベントのお知らせがありますのでよろしくお願いします。

○女性委員

——— 説明 ———

○ 議長（田中 金二）

男性委員の皆さんもお忙しい中かとは思いますがご賛同いただき女性委員の活動に是非ともご協力をお願いします。

それでは、慎重に審議いただきありがとうございました。これをもちまして、9月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。